

屋外広告業の登録について

(1) 申請方法

登録（更新）の申請は、末尾の徳島県 県土整備部 都市計画課 都市施設整備（公園）担当へ下表の必要な書類を提出してください。

提出は、来庁又は郵送により受け付けるが、郵送の際は、事務担当者の氏名、住所、電話番号等を明記し、連絡がとれるようにしておいてください。

● 提出書類一覧表

書 類 名 (様式番号)		申 請 者			備 考
		法人	個 人		
				未成年(注1)	
屋外広告業登録申請書 (様式第 6 号)		○	○	○	
誓約書(様式第 6 号の 2)※申請者が代表して誓約する	申請者	○	○	○	
略歴書 (様式第 6 号の 3)	申請者	○ (注2)	○	○	
	法定代理人	/	/	○	
	役員 (全員必要)	○	/	/	
住民票の抄本又はこれに代わる書面	申請者	○ (注2)	○	○	
	法定代理人	/	/	○	
	役員 (全員必要)	○	/	/	
	業務主任者	○	○	○	
登記事項証明書 (履歴事項の全部事項証明書又は登記簿謄本)		○	/	/	
業務主任者が、条例第 2 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 ※屋外広告物講習会修了者証の写し等		○	○	○	

注1：屋外広告業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者の場合に限る。

注2：役員全員の中の申請者分ということ。

注：・個人の場合は、個人名で登録することになるが、商号等がある場合は併記すること。

・登記事項証明書及び住民票の抄本等は、原本を添付すること。

(2) 登録手数料の納入

申請時には、徳島県納付書で金融機関又はコンビニエンスストアで手数料（10,000円）を納付し、「徳島県納付済証 提出用」を申請書余白にはり付けること。

登録申請書等の提出があったときは、速やかに審査事務等を行い、登録拒否事由に該当する場合を除き、登録申請書記載事項、登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録し、遅滞なく、その旨を登録申請者に連絡する。

○ 申請書等の提出先又は届出等の届出先

770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁7F
徳島県 県土整備部 都市計画課 都市施設整備（公園）担当
電話番号 088-621-2568